

令和2年度

福島町議会

定例会 4月会議会議録

令和2年4月24日 開会

令和2年4月24日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和2年4月24日（金曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○管理職の自己紹介	4 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行政報告	6 頁
1 新型コロナウイルス感染症予防対策等について 〔各課所管事項について〕 (1) 建設課の所管事項について (2) 産業課の所管事項について	
教育行政報告	7 頁
1 幼児教育、学校教育について (1) 小中学校の学校再開等について (2) 高校存続対策について 2 社会教育、青少年の育成について (1) 各種大会について	
○日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について	8 頁
○日程第5 議案第1号 福島町国民健康保険条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	8 頁
○日程第6 議案第2号 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	10 頁
○日程第7 議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	11 頁
○日程第8 議案第4号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	14 頁
○休 会 の 議 決	15 頁
○休 会 宣 告	15 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 1	専決処分した事件の報告について	4月24日	報告済
1	福島町国民健康保険条例の一部改正について	4月24日	原案可決
2	福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	4月24日	原案可決
3	令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）	4月24日	原案可決
4	令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	4月24日	原案可決

令和2年度

福島町議会定例会4月会議

令和2年4月24日（金曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第5 議案第1号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第4号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第5 議案第1号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第4号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	花田勇		2番	佐藤孝男
	3番	平沼昌平		4番	木村隆
	5番	川村明雄		6番	杉村志朗
	7番	藤山大		8番	小鹿昭義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	産業課長	川合力哉
福祉課長	鍋谷浩行		
教育長	小野寺則之		
監査委員	本庄屋誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿部 憲一
議会事務局主査 中島 和俊

議会事務局議事係長 福井 理央
議会事務局書記 平野 文子

(開会 9時57分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和2年度福島町議会定例会4月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

◎町 長 あ い さ つ

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会4月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会4月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が全世界で爆発的な広がりを見せる中、日本においても東京都などの都市部を中心に広がりを見せており、4月16日に二度目の緊急事態宣言が全国を対象に発令され、道内は特別警戒都道府県に指定されております。新たに4月20日から5月6日までの期間、外出等の自粛要請がなされ、町民の皆様には大変ご不便をおかけいたしております。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

町では、このような背景を踏まえて、再度、小中学校の休校を実施しており、また、公共施設の休館及び各種イベントについても、中止や延期を行っております。この国難ともいえる緊急事態を全町民の理解をいただきながら、1日も早い収束に向けた取り組みに万全を期してまいりますので、改めて議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本日の案件についてですが、この度の国の新型コロナウイルス感染症対策に関する福島町国民健康保険条例及び福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正となっております。

まず、1点目の福島町国民健康保険条例の一部改正については、国保の加入者が療養のため労務に服することができなかった場合の傷病手当金の支給基準を定めるものであります。

2点目の後期高齢者医療に関しましては、広域連合が事務を行っておりますが、国保同様に傷病手当金の支給に当たり市町村が窓口になることから、申請書の受理に関する規定を新たに定めるものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症予防対策並びに経済対策に関連し、一般会計及び国民健康保険特別会計の補正が2件、令和元年度補正予算の専決処分が1件となっております。

一般会計の補正内容につきましては、予防対策として、今、不足しているマスクを町民1人当たり5枚配布するため、先般の常任委員会でも意見をいただきました、地元の縫製工場を活用して町民に配る経費について予算計上をお願いするものであります。また、飲食店に特化した形にはなりますけれども、現在、商工会が行っておりますプレミアム商品券に上乘せをする形で、商品券を配布するための経費をお願いするものであります。

そのようなことで、条例の一部改正が2件、補正予算が2件、専決処分の報告が1件の計5件の議案審議をお願いするものであります。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくをお願いいたします。

最後まですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した国の20年度補正予算が30日に成立する見通しとなっております。町においても、速やかに対応することとしております。そのようなことから、5月14日に議会の方に開催をお願いしております5月会議の案件について、若干ご説明をさせていただきたいという風に思っております。

まず、1点目が国の補正予算に対応する事項で、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金について、当町の場合、給付金が約3億9千万円ほどの金額になってございます。それに事務費1,400

万円ほどで、全体で4億円を超える補正となる見込みでございますけれども、財源につきましては、全額国庫補助での対応となります。

次に、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金について、給付金が約280万円程度の補正となっております。これにつきましても、財源は全額国庫補助での対応となります。

3点目が町単独の第二弾の事業となっております。

まず1つが、全町民に対して、町内限定でありますけれども、1人5千円の地域商品券の配付をするものでございます。予算につきましては、事業費が約2千万円とプラス事務費となっております。ただ、事務費につきましては、現在、精査中でございます。

4点目が道の休業要請に応じた事業者に対する上乘せ支援金事業となっております。

なお、これに関しましては、道の支援金を上限として一律30万円の支援をするものでございます。

なお、予算額に関しましては、現在、関係団体であります商工会等と協議を調整しているところでございます。

緊急事態宣言が発令され、地域経済は大変なダメージを受けており、町民の方々にも多大な負担を強いているところでございます。1日も早い支援が求められており、議員各位の理解の下、次期議会に予算を上程する準備を進めております。町では、5月中の支給開始を目指して、職員一丸となって取り組んでおりますので、この度は特例的に支給等に向けた事前作業を進めることについて、議員各位の寛大なご理解をいただき、予め了承くださるようお願いを申し上げます。

なお、4月22日付けの総務大臣メールにおいて、特別定額給付金に係る事前準備について、可能な限り迅速に住民へ特別定額給付金を交付されるよう、国の補助事業の決定、交付時期に関わらず、事前準備を進めるよう通知もされているところでございます。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長の挨拶を終わります。

◎管理職の自己紹介

○議長（溝部幸基）

次に、4月1日付けの人事異動により、新たに昇任された管理職のみ申し出により自己紹介を行います。最初に、福原貴之町民課長兼吉岡支所長。

○町民課長（福原貴之）

4月1日より町民課及び吉岡支所を担当します福原です。よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

次に、吉能佳織認定こども園福島保育所園長。

○認定こども園福島保育所園長（吉能佳織）

4月1日より認定こども園福島保育所園長になりました吉能です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、自己紹介を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時06分）

（再開 10時06分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
6番杉村志朗議員、7番藤山大議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。
議会運営委員会の報告を行います。
3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

議会運営委員会報告をいたします。
令和2年度定例会4月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。
まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、4月会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。
本定例会4月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。
また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。
2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の5ページをお開きください。
4月14日に所管事務調査を実施しました、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町内経済活性化事業について、報告いたします。

説明は、主な内容としますので、ご了解ください。

新型コロナウイルス感染症については、世界各国で爆発的な広がりを見せています。国内においては、北海道知事が道民へ、また、総理大臣による7都府県に対する緊急事態宣言発令等に基づく外出等の自粛要請や、臨時休校など、感染症撲滅の取り組みが進められていますが、その一方で、外出自粛要請による経済活動の急速な冷え込みは、地域経済へ甚大な影響を及ぼしています。

4月3日に福島町商工会より、今年度実施のプレミアム付商品券の販売前倒しと、新たに実施する飲食店等応援対策町補助金の追加要望書の提出がありました。

この度、町提出の関係資料に基づき調査をしましたので、内容を報告いたします。

1、飲食店等応援商品券の利用期間について。

今回の飲食店等応援商品券発行は、短期集中的な経済支援を目的としていることは理解するが、消費者心理や利便性等を考慮し、利用期間の延長について、事業主体である福島町商工会と検討・協議されたい。

2、町の緊急経済対策について。

町では、第2弾の対策として、全町民を対象とした地域商品券配布を検討しているとのことであるが、一日も早い制度設計と実施を望む。

また、従来のプレミアム付商品券の利用は、冬場の灯油購入が大きな割合を占めていることから、その視点を加味した制度設計と、施設入所者や買い物ができない高齢者等の状況や利便性等を考慮し、特例的な現金支給などについて検討願いたい。

3、国の緊急経済対策について。

(1) 地方創生臨時交付金に係る実施計画策定について。

現在、国では、感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を目的に、市町村が実施する事業に対し、感染症対応地方創生臨時交付金の交付を予定しているところですが、交付限度額は、人口や感染症の感染状況等に応じるとのこと、また、臨時交付金は、市町村策定の実実施計画掲載事業に充当されるとのことである。当町の独自事業実施にあっては、当該臨時交付金を有効に活用できるよう、実施計画の策定を早急に進められたい。

(2) 国の生活支援対策に対する町窓口体制の整備と町民への情報提供について。

国では、生活に困っている世帯や個人への支援の方向性を示していますが、住民の混乱が想定されることから、町窓口体制の充実と情報提供など、町民に不利益が生じないよう周知徹底を願いたい。

4、町内縫製工場との連携について。

感染症防止マスクについては、町内や函館近郊においても購入が困難な状況が続いており、町民の不安を助長している。町においては、早急に町内で操業している縫製工場に実情を説明、協力を要請し、町民向けマスク制作の可能性を検討願いたい。

5、総括的意見として。

福島町商工会から要望のあったプレミアム付商品券の前倒し実施と、飲食店等応援商品券に係る助成金の追加要望について理解するとともに、今後の町独自の緊急経済対策の早期実施や国の緊急経済対策に対する町の実実施計画策定、また、町民に対する制度の周知徹底などを強く望む。

町内での発症事例がない状況が続いているが、油断することなく、「密閉」・「密室」・「密接」の3密空間を避けること、また、「手洗い・うがい」、「マスク装着・アルコール消毒」等についても、さらに町民への周知徹底を願いたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和2年度福島町議会定例会4月会議の開催にあたり、定例会3月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点、新型コロナウイルス感染症予防対策等について。

現在、日本を含む全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、4月7日に特別措置法に基づき安倍総理が史上初となる「緊急事態宣言」を7都府県に発令しました。

当町では、道南地方の感染状況等を鑑み、4月から順次小中学校等を再開しておりましたが、4月16日に安倍総理がこれまでの「緊急事態宣言」の対象区域を7都府県から全国に広げることを発表し、さらに北海道は「特別警戒都道府県」の対象となりました。

今回の措置を受けて、町では緊急の対策本部会議を開催し、4月20日から5月6日までの間、小・中学校の休業及び横綱記念館などの公共施設等の休館を決定しております。

なお、すでに「女だけの相撲大会」など多くのイベントが中止となっておりますが、今後の対処方針として、全国の感染状況や国の経済対策等を見極めながら、感染予防を徹底するとともに、経済対策として第二弾の補正予算を取りまとめまいります。

また、5月7日以降の各種イベントや行事にあっては、中止や延期等について適宜状況判断しながら、迅速な対応に努めてまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

1点目として、建設課の所管事項について。

冬期間の除雪業務における最低保障制度については、平成23年度の制度開始以来、これまで発動はありませんでしたが、昨年度は記録的に雪が少なかったことから、大半の業者が初めて最低保障の適用とな

ったところであります。

なお、最低保障額の実績は、約1,070万円となり、14社に対して支払いをしてございます。

また、当町の最低保障額の基準が他の町に比べて低い状況にあることから、今シーズンを見据えて支給基準の見直しを検討してまいります。

2点目として、産業課の所管事項について。

株式会社北海シーウィードの操業が3月23日から、従事者28名体制で始まりました。本年は、生コンブ500トン为目标に作業を進めており、4月15日までに処理したコンブは約54トンで、順調なスタートを切っております。

また、昨年までの経験から、本年3月に乾燥場設備改修工事を行い、新たにジェットファンを設置したことで、乾燥時間の短縮が図られていると報告を受けております。

なお、町の主な主催事業並びに行事等につきましては、別に記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上で、町長部局の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和2年度福島町議会定例会4月会議の開催にあたり、定例会3月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育について。

(1) 小中学校の学校再開等について。

2月27日から臨時休業していましたが、小中学校は、新年度に入り、4月6日から再開いたしました。4月16日に発表された全国を対象とした緊急事態宣言を受け、4月20日から5月6日まで、再度臨時休業としたところであります。

4月6日までの休業期間中は、新型コロナウイルス感染症予防に伴うマスク不足が深刻となる中で、町内手芸サークルより小中学生の全校児童生徒に1人2枚、合計320枚の手作りマスクを寄贈いただきました。

また、4月2日から4日までの間、当サークルの協力をいただきながら、小中高生の保護者を対象とした「手作りマスク講座」を開催いたしました。

なお、当面の学校行事につきましては、5月から6月の間で予定しておりました小中学校の運動会及び体育大会は中止とし、修学旅行については、2学期以降に延期としたところであります。

今後も感染予防に取り組みながら、児童生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

(2) 高校存続対策について。

令和2年度の福島商業高等学校の入学者が8名となり、2年連続で10人未満となった場合には、大変厳しい情勢となっております。

昨年12月に「福島町高校の在り方に関する協議会」を設置したところですが、今後、本格的な検討を推進するとともに、次年度の生徒確保に向けたPR強化を図ってまいります。

また、4月16日に「公務員・看護対策講習会開講式」が開催されました。本講習会は、東京アカデミー函館校の専任講師による講習や模擬試験を行うもので、今年度は公務員講習に6名、看護講習に3名の計9名が受講しております。

2、社会教育、青少年の育成について。

(1) 各種大会について。

新型コロナウイルス感染の拡大を受けて、6月に開催予定の「第7回わんぱく相撲函館場所福島大会」を中止する旨、函館青年会議所から連絡がありました。

また、5月17日に予定していた「第2回町民ふれあいスポーツ大会」は9月6日に延期し、7月12日に開催予定の「第2回千代の富士杯争奪相撲大会」は、中止としたところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第1号 専決処分した事件の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、No.1議案の39ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年4月24日提出、福島町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

今回の専決処分につきましては、令和元年度福島町一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項の指定に関する条例第3号の規定に基づき、令和2年3月30日付けにて行っております。

専決処分の内容について、ご説明いたしますので、次のページをご覧ください。

令和元年度福島町一般会計補正予算（第7号）でございます。

今回の専決処分は、3月27日付けの特別交付税決定に伴い、地方譲与税などを併せて補正するものであります。

詳細については、49ページをお開き願います。

まず、2款地方譲与税の自動車重量税で332万5千円及び、次の6款地方消費税交付金200万7千円の追加は、交付額確定によるものであります。

次の9款地方交付税、1節の特別交付税で555万3千円の減額でございます。特別交付税予算額1億8千万円に対し、交付決定額が1億7,444万7千円となっております。

今回、予算を下回った大きな要因は、除排雪経費が大幅に減少したことによるもので、渡島・檜山管内全市町村が前年度交付額を下回っております。

次に、16款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で22万1千円の追加でございます。上記3つの科目の追加補正によりまして、財政調整基金から繰入額を増額するものであります。

これにより、令和元年度の財政調整基金からの繰入予算額は2億102万8千円となりましたが、年度末の最終的な実繰入額は不用額等を考慮して1億8千万円を繰入れしております。その結果、令和元年度末財政調整基金の残高は12億2,315万9千円となっております。

今回の専決処分につきましては、歳入科目内の財源調整とし、補正額はゼロ円となっておりますので、歳出科目に補正はございません。

以上、専決処分の内容について、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、報告を終わります。

◎議案第1号 福島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 福島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 福島町国民健康保険条例の一部改正について。

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月24日提出、福島町長。

改正の内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の1ページをお開き願います。

議案第1号関係、福島町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

1の提案の理由について。

3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところです。

国民健康保険制度においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっていることから、傷病手当金の支給を行うにあたって、福島町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正の内容について。

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給するものです。

（1）支給対象者。

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）で、療養のために労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。）。

（2）支給期間です。

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

（3）支給額。

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2を1日当たりの支給額として、支給対象となる日数を掛けた金額が支給額となります。

ただし、1日当たりの支給額の上限は3万887円があります。

下段に計算例を登載しておりますので、ご参照願います。

次ページをお願いします。

（4）適用期間です。

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続するなどした場合は健康保険と同様、最長で1年6カ月まで）となっております。

3の施行期日について。

（1）公布の日から施行します。

（2）として、この条例による改正後の福島町国民健康保険条例附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用します。

なお、3ページに支給に係る事務フローを添付しておりますので、ご参照願います。

また、議案の1ページから3ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第1号の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第1号を決することに賛成の方は起立を願ひます。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

◎議案第2号 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の5ページをお願いいたします。
議案第2号 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。
福島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和2年4月24日提出、福島町長。
改正の内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の4ページをお開き願ひます。

議案第2号関係、福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

1、提案の理由について。

3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところ。

北海道後期高齢者医療広域連合では、傷病手当金が支給できるよう条例の改正を進めておりますが、後

期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当金を支給するためには、各市町村で申請書を受け付けられるよう各市町村の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、福島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

なお、広域連合においては、4月10日付けで条例改正が行われております。

2の改正の内容について。

後期高齢者医療広域連合が行う、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、福島町後期高齢者医療に関する条例第2条「福島町において行う事務」に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものです。

3の施行期日について。

交付の日から施行します。

なお、議案の5ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

◎議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の7ページをお開き願います。

議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度福島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億934万3千円とする。

令和2年4月24日提出、福島町長。

まず、歳出からご説明いたしますので、No.2議案説明資料の6ページをご覧ください。

まず、7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名も同様で、負担金・補助及び交付金で福島町商工会補助金224万5千円の追加でございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への影響を考慮して、従来のプレミアム付商品券に500円の飲食店専用の応援商品券を上乗せする分を今回補正するもので、使用開始もこれまでの8月1日から5月1日に前倒しするものでございます。

次に、9款消防費、1項1目災害対策費の防災備蓄品整備事業費で362万円の追加は、需用費の消耗品で332万円、備品購入費の防災備蓄品購入費で30万円の追加となっております。消耗品の内訳といたしましては、布製マスクを全町民を対象に1人5枚ずつ合計2万枚配布することとし、それを町内の縫製工場から購入することとしております。

また、備蓄用消耗品として、紙製マスク1万2千枚とアルコール消毒液20缶を購入することとし、合計で332万円となっております。

また、備品購入費としては、非接触型体温計が10台と消毒液対応の加湿器4台購入で、合計30万円となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、一つ戻って、5ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で586万5千円の追加でございます。今回の補正に係る財源調整による追加であります。これにより、令和2年度の財政調整基金からの繰入額は2億4,473万8千円となります。

以上で、議案第3号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

防災備蓄品のマスクなんですけれども、町内の縫製工場との連携の中で、委員会の方でそういう縫製工場さんの方に作ってほしいという意見か何かがあってこういう話になったものなのか。それとも、そういう委員会が始まる前から町の方で縫製工場さんと何かしらのそういうマスク作れるんですかという話があったのかどうか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

先ほど経済福祉常任委員会の手交の意見書の中でもありましたが、経済福祉常任委員会に説明した中で、町の方でそこは考えておりませんでした。委員会意見をいただいて、その後、縫製工場の方と協議した結果、作ってもらえるということで、今回予算計上したところでございます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

マスクを2万枚作る日数というのは、どのぐらいかかるのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

一応2万枚ということで、従業員の方ともご相談しましたけれども、遅くとも5月中には全町民に配布できるよう納品するというごさいます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございせんか。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

布マスク2万枚。これは前の段階で聞いていましたけれども、今日になって紙マスク、先ほど数字を言わなかったのかなと思っていましたけれども、1万2千枚ということですよ。これは合わせた数字がこの332万円ということになりますか。もしできたら、布と紙の価格。布はこの縫製工場と。紙の部分はどこからの仕入れでどうなのかというのが分かりせん。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

先ほど副町長の方から縫製工場の件ありましたけれども、今回の4月会議に向けて、紙マスクとか消毒液等は不足がだんだん生じて在庫も少なくなっていましたので、買う予定でございました。そこに委員会意見を受けて、地元の縫製工場の布の分もということで追加しております。それで、今、ご質問あった全町民には5枚ですので、約4千人で約2万枚ということですよ。それと備蓄用1万2千枚で、ただ、今ここで1枚いくらというのは、若干金額はおおよその積算をしておりますが、この332万円のうち100万円ほどが紙マスクだとか、アルコール消毒液の方の費用として計上しております。残りが布マスクの方となりますけれども、紙マスクもそうですし、消毒液も若干納品時期だとか個数、それから材質によって結構金額に変動ございますので、今、1枚いくらというのはここでは申し上げられないということございせん。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

そうすれば、報道されている部分ではマスクは随分品不足のために高い値段で、もう高止まりしているという報道がありますよね。じゃあ、この部分というのは、まだこれから分からない部分があつて、数は発注しますけれども、あとでもし足りなかつたら補正か何かしますか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

紙マスクについては3月、この感染症が発生してから様々な業者からファックスなり通知なりチラシなど来てまして、現時点で我々が紙マスクの方を積算しているおおよその金額は80円でございます。市販の皆さんしている紙マスクですね。ただ、これが今うちの手元に来ている段階で一番安いのが40円台。高いのはやっぱり150円ぐらいまで。それは型だとか材質が違つるので一概に言えせんけど、今後この議会を通れば購入の準備をしますが、その辺は材質だとか、あと納品時期等も考慮しながら購入していきたいと思つております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

◎議案第4号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第4号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の23ページをお開き願います。

議案第4号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,477万5千円とする。

令和2年4月24日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するため、傷病手当金を追加するものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、37ページをお開き願います。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金54万1千円の追加は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し傷病手当金を支給するため、追加するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、33ページをお願いいたします。

3款道支支出金、1項1目保険給付費等負担金、2節保険給付費等特別交付金54万1千円の追加ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し支給した傷病手当金の10分の10が国の特別調整交付金の対象となることから追加するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本定例会4月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和2年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

令和2年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

(休会 11時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 杉 村 志 朗

署 名 議 員 藤 山 大